

平成22年度第6回理事会議事録

平成23年2月23日（水）

（財）武蔵野市福祉公社

平成22年度 第6回 財団法人武蔵野市福祉公社理事会

1. 開催日 平成23年2月23日(水) 午後6時00分から午後8時20分まで

2. 会場 大東京信用組合ビル 5階大会議室

3. 理事の現在数 6名(定足数 4名)

4. 出席者	理事長(議長) 会田 恒司	理事	安達 高之
	理事 大野 壽三枝	理事	加瀬 裕子
	理事 安藤 真洋	常務理事	河中 款

5. 議事日程

日程第1 議事録署名人の選出

日程第2 議案第12号 財団法人武蔵野市福祉公社寄附行為の改正について

日程第3 議案第13号 平成22年度補正予算について

日程第4 議案第14号 平成23年度事業計画及び予算について

日程第5 議案第15号 平成23年度老後福祉基金の取り崩しについて

日程第6 議案第16号 財団法人武蔵野市福祉公社職員就業規則の一部を
改正する規則

日程第7 議案第17号 財団法人武蔵野市福祉公社準職員就業規則の一部
を改正する規程

日程第8 議案第18号 財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規程の一部を
改正する規程

日程第9 議案第19号 財団法人武蔵野市福祉公社職員の育児休業等に
関する規則の一部を改正する規則について

日程第10 議案第20号 財団法人武蔵野市福祉公社苦情対応規程について

6. 議事内容

開会：午後6時

理事長よりあいさつがあり、議案及び議事の取り扱いについての説明が行われた。
総務課長より寄附行為第25条の規定により議長は理事長があたることを告げ、上記記事について逐次審議することとなった。

理事長が開会を告げ、定数6名、出席理事6名で、寄附行為第26条による定足数を満たし理事会が成立したことを報告した。

[議事の経過の概要および議決の結果]

第1. 議事録署名人の選出

- ・議事録署名人には大野理事と安藤理事を選出、全員一致でこれを承認した。

第2. 議案第12号「財団法人武蔵野市福祉公社寄附行為の改正について」、議案第13号「平成22年度補正予算について」、議案第14号「平成23年度事業計画及び予算について」、議案第15号「平成23年度老後福祉基金の取り崩しについて」、議案第16号「財団法人武蔵野市福祉公社職員就業規則の一部を改正する規則」、議案第17号「財団法人武蔵野市福祉公社準職員就業規則の一部を改正する規程」、議案第18号「財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規程の一部を改正する規程」、議案第19号「財団法人武蔵野市福祉公社職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第20号「財団法人武蔵野市福祉公社苦情対応規程について」について、配布資料に基づき事務局長、総務課長及び高齢者総合センター長が説明をし、その後、逐次質疑に入った。

- ・会田理事長：日程第2、議案第12号、「財団法人武蔵野市福祉公社寄附行為の改正について」の議題に入ります。事務局の説明をお願いいたします。
- ・藤井総務課長：事務所移転に伴う所在地の変更と市への事業移管に伴う、ケアマネジャー研修センター、地域包括支援センターの事業廃止について説明する。
- ・会田理事長：質問もないようですので、直ちに採決に入ります。日程第2、議案第12号、「財団法人武蔵野市福祉公社寄附行為の改正について」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手お願いいたします。ありがとうございます。挙手全員でございます。よって本案は、原案のとおり決することにいたしました。

- ・ **会田理事長**：次に日程第3、議案第13号、平成22年度補正予算について議題といたします。
では事務局の説明をお願いいたします。
- ・ **藤井総務課長**：福祉資金貸付利用増による補正増、北町高齢者センター、高齢者総合センターの職員の人事異動による補正減、利用者からの寄付金による補正増、その他、中途退職者による補正増、事務所移転費用における補正増などを説明する。
- ・ **安達理事**：高齢者総合センター利用ですが、これはどんな仕組みになっているのか。つまり受託事業が536万8,000円減になっていて、そっくりそのまま人件費で減にしている。人がもういなくなったということか。
- ・ **中村センター長**：ちょっと聞こえづらかったのですが、北町高齢者センターの補正減の人件費ということで。
- ・ **安達理事**：収入減と人件費減が同額ですよ。そこが事業をしないという格好になったのか。人間のほうがいなくなったわけですよ。
- ・ **中村センター長**：人為的は特に減ったということはありません。次長が今まで市の職員の派遣でしたが、22年4月1日から退職されて、公社の嘱託となったので、その差額分ということですよ。
- ・ **安達理事**：その差額分、それは支出のほうですね。
- ・ **中村センター長**：はい。その支出に伴い、収入も市のほうから引いて、変更したという形になります。
- ・ **会田理事長**：それでは質疑がないようでございますので、質疑を終わります。これより採決に入ります。日程第3、議案第13号「平成22年度補正予算について」、原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。ありがとうございます。挙手全員でございます。よって本案は、承認をされました。
- ・ **会田理事長**：次に日程第4、議案第14号、平成23年度事業計画及び予算について、及び、日程第5、議案第15号、平成23年度老後福祉資金の取り崩しについて、関連がございますので、これらを一括して議題といたしたいと存じますが、いかがでしょうか。ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、一括して議事を進めていきたいと思っております。
それでは、事務局の説明をお願いいたします。
- ・ **河中事務局長**：議案第14号、平成23年度事業計画及び予算について説明。その後、議案第15号、平成23年度老後福祉資金の取り崩しについて、内訳が新規車両購入、新事務所敷金、新規駐車場敷金、ケアキャリアバック分によるものであることを説明する。

- ・ **安藤理事**：事業計画の補助器具センターのところですが、「地域リハビリステーションの観点から、組織・機能のあり方について、市と協議・検討を行ってまいります。」という文で、これが健康福祉総合計画の中に、障害者福祉センター事業の見直しというのがあり、その中に補助器具センターの共同体制の整備というのが、健康福祉総合計画の障害者計画の中にあります。これはずっと前に定められたもの、3年前ですね。これについては今まで公社でこの辺の議論をどういうふうにされてきたのかということと、今年度こういうふうに明示されたことで何からの方向性を持っておられるのかということについてお伺いしたいと思います。
- ・ **中村センター長**：22年度において市のほうで何度か協議をしています。まだ方向性は定まってはいるのですが、先ほど理事長が申したとおり、障害者福祉センターの事業と連携を保ち、また組織的にも見直していこうという形で進んでいますので、23年度はそれに向けて検討を重ねていきたいと思っております。
- ・ **安藤理事**：いつまでにか、何か具体的なことはえがかれているのか。障害者計画にあったことに基づいて、そういう方向で進めるという、そういう理解でよろしいのでしょうか。
- ・ **中村センター長**：その計画に基づいてという部分と、逆に補助器具センターの現状から、今後のあり方についての検討も併せてということですので、まだあるべき姿までは見えておりません。それについて23年度は検討をしていきたいと考えています。
- ・ **加瀬理事**：事業計画の6ページにあります、「フィンランド共和国タンペレ市で開催される国際会議」というのは、正式な名称なのでしょうか。
- ・ **会田理事長**：それは私のほうからお答えします。

正式な名称は、「I C C F 2011、International conference on the combined action and effect of environment factors」というのが正式な名称です。I C C F 2011、「Work among the elderly」というのがサブタイトルです。高齢化に対しての共同した作業という、そういうのがサブタイトルです。目的は、これは環境要因についての効果に関して総合的に研究していきましょうという国際会議です。

よろしいですか。

- ・ **加瀬理事**：主催はどこなのでしょうか。
- ・ **会田理事長**：これは国際複合環境要因学会です。
- ・ **加瀬理事**：事務局はどこにありますか。というのは、正式な事業計画書ですから、きちんと会議名は書いたほうがいいと思いますし、国際会議で情報交換を図るのはよいことだと思いますので、基本的には賛成なのですが、きちんと書くべきではないかと思えます。

- ・ **会田理事長**：事務局は、オラビマニネンさんという、このコンファレンスの議長をやっている人が具体的にはその総括者になってやっています。タンペレ市にある、日本で言うと、生涯学習事業を行うセンターがあるのですが、場所はそこで行うということでございます。
- ・ **中村センター長**：正式な名称については注意書きでこれにつけ加えさせていただきたいと思っています。
- ・ **大野理事**：知識がないものですから教えていただきたいのですが、この事業計画書の在宅介護支援センター事業の受託事業の中の、「東京都住宅供給公社等との連携強化を図って」と書いてあって、UR都市機構との連絡会を実施すること、それからマンションの管理組合とのつながりをつくって連携を推進していきますというふうに書かれているのですが、これはどういう事業なのか、内容を教えていただけますでしょうか。
- ・ **中村センター長**：現在、都市型マンションがふえており、オートロックであったり、なかなか部屋に入っていけないということがありますので、認知症検診などを地域のなどで、地域福祉の会等の主催でやっております。その中に管理組合の代表の方がおりますので、そういった方とコンタクトをとって、連絡会といいますか、要するに顔を見える関係になって、そういった場合の対応をしていきたいというふうに考えています。ですので、今は都営武蔵野アパートシルバーピアにありますが、そちらとの懇談会を市も交えて作っておりますし、今後はそういった管理組合の方との懇談会を設けていきたいと考えています。ですので、あえて事業というよりは、そういった活動をしていると考えています。
- ・ **安田監事**：予算のほうで、当期収支差額のページなのですが、当初予算で当期の収支差額がマイナス9,700万ぐらいという形になっていますね。前年度の予算も当初9,500万ぐらいのマイナスということですが、多分収入のほうは高めに見積もって、実質のほうは上限というように形で設定されているのですが、このとおりになっちゃうと、多分収支差額がちょうどこれになってしまうような形になると思うんですが、今の決算の見込みとしては最終的な収支差額はどのような形になっているのでしょうか。
非常に難しいと思いますので、大まかなところで、9,500万があったというふうにはならないだろうというふうに思うのですが、どんな印象でしょうか。
- ・ **河中事務局長**：現段階で非常にあらあらなところなんですけど、8,000万ぐらいの次期繰り越し金額があると思います。
- ・ **安田監事**：プラスという意味で。
- ・ **河中事務局長**：プラスですね。以上です。

- ・ **大野理事**：これ、どこかに書いてあったかもしれないのですが、私が読んでないかもしれませんが、今回、福祉基金を取り崩しますよね。結局、そうすると取り崩した後の福祉基金の残額というのはどのくらいなのか。
- ・ **河中事務局長**：これにつきましては、昨年度末の福祉基金残高が4億9,500万ほどございました。そして、その後、22年度の福祉基金の取り崩し予算が、補正を含めまして5,753万円ほど計上しております。それにより、22年度の残高というのが5億4,800万ほどございまして、この23年度予算の取り崩しを全額取り崩したとして、かつ寄附金がここに計上してある50万円ほどというふうに予測した上で考えますと、5億3,000万ほどの残高が来年度末に残るといふふうに計算しております。
- ・ **安達理事**：予算の考え方として示されているような形にどうしてもなってしまうのだろうというふうに思うのですが、繰り越し見込み額を入れて黒字だったらいいのですが、毎年、当初予算でマイナスを計上、また当然、予定の繰り越しをしているということですよ。それがまた来年同額みたいなのが、マイナスの経費の予算の立て方になっている。何か悪循環になっているので、そういうのではなくて、当初予算からマイナス計上にならないような仕方がないのかなというのが非常に気になるんですけども、確かに決算繰り越し剰余金がこの中に出るといのはわかって、だからある程度あてにするといのはいいんですけど。これが、次の年にいって、また1割ぐらい、この予算から余ってしまうという悪循環になっているので、ちょっとその辺が気になっているんですけど。それから、管理費の中に、常勤理事長の経費というのがあるんですけど、これはどういうふうな経費ですか。
- ・ **河中事務局長**：現在は、市の理事者が理事長という形で、無報酬で計上しておりますが、来年度については、専任の理事長を前提として予算を組んでおり、理事長については市長の任命になりますので、市の人事ですので、私どものほうからこれだけは申せませんが、具体的についてはそういう前提でもって予算を組ませていただいているということでございます。
- ・ **会田理事長**：第1点目のご意見。これ、毎年、安達理事からいただいているし、私どもも大変、これは深刻に受けとめなければいけない。これは財務諸表の性格上の問題と、それとやはりもう少し収入の見積もりだとか、その辺を余り厳しくしないというのも変ですが、言い方がちょっと乱雑な言い方ですが、もうちょっと収入が上げられるところについては上げていくような努力をするという、そういう姿勢を見せることも、その収支計画の中にあってもいいのかなということととらえておりますので、これは引き続き課題というふうにさせてい

ただきたいと思います。安田監事のご指摘も毎回これもご指摘いただいていることだというふうに認識いたしておりますので、これは今後とも引き続き考えさせていただきます。

ほかにございますか。加瀬理事。

- ・ **加瀬理事**：昨年度の事務所移転に関係します補正予算のときに、私が理解したのは、今どき1億2,000万ほどの事業を1社に、しかもコンプライアンスがないのではないかと疑われるような1社に任せたというようなことがありますけれども、それは私自身、昨年度の予算に絡む反省点の一つでございます。これはもっと厳しくマネジメントをしていかなければいけないのではないかと感じておりまして、それは事務局の皆様と共有したいと思っております。それで、事業の収支差額の表がございます資料を見ますと、やはり私にとって一番大切なことは、毎年、毎年きちんと予算の中で、赤を出さずに経営ができていくということがとても大事だと思っておりますが、このように事業別に収支差額を出していただきますと、やはり気になるのが訪問介護サービス事業でございます。それが2,000万円の赤を出しております。隣のケアマネジャー、居宅介護支援事業は100万の赤で、生活支援事業が4,000万の赤、5,000万近い赤というようなものがございまして、多分今どき5%ぐらいの経常利益を出さないといけないのだと思います。ホームヘルプ事業にしても、普通、介護保険事業の中でも5%ぐらいの経常利益は上げているのではないかなど。ほかの事業では上げているのではないかと思います。そういう中で、毎年、訪問介護の問題は赤字が大きくて、それについての改善案というのをいつもお聞きするのですが、的確なお答えをいただかないということの一つ感じます。これについての経営の改善案ということの一つ、どのように考えているか。それからもう一つお聞きしたいのは、それぞれのサービスごとに毎月、収支の状態をそれぞれの責任者が情報交換し、それについて毎月毎月きちんと赤を出さないという形で、経営のマネジメントがなされていっているのかということ、私は伺いたい。その2点についてお聞きしたいと思います。

- ・ **荒井係長**：まず2点目の訪問介護事業部門に関しまして、毎月1回、経営会議をいたしております。常務理事、課長及び係長、及び担当責任者。そこで毎月の利用者状況等の話し合い、あといろいろな細かいことがありますけれども、話し合いをさせていただいております。実際にここには赤が出ておりますけれども、交付金の関係もありますし、全体的に1年間トータルで見ますと、さほど赤が出るような事業ではないと思っております。

訪問に関しましては、どうしても生活支援サービス、市の受託事業が増えてきておりますので、それに関しましては、介護保険の受託料より若干安うございまして、しかしながら、

サービスの質と量は重たいという内容がありまして、生活支援サービスにおきましての改善は難しいかなと。ただし認知症事業がふえておりますので、その点で若干の収入増が見られるかなというふうに思っております。介護保険事業に関しましては、今回、システムを居宅と訪問介護を一緒にするものですから、委託料がすべて訪問介護のほうで請け負うということがございましたので、支出の増加はやむを得ないかなというふうに思っております。

全体的な経営状況に関しましては、登録ヘルパー制度よりも、より質の高いフレックス制度というヘルパー制度を利用して、ご利用者様にとっては質の高いサービスを提供しております関係上、どうしても予算的には苦しい経営になっております。しかしながら、高齢者にとっていいサービスを追及したいと思っておりますので、その制度をより活用してやっていきたいなと思っております。

- ・加瀬理事：すみません。私の理解が至らなかったのでしょうか。委託事業を計算上にここに
入れているからマイナスが大きく見えるとおっしゃったのでしょうか。
- ・荒井係長：生活支援事業は委託事業です。
- ・会田理事長：生活支援事業というのは、この9ページのところでいくと、収入としてはある
のですか。訪問介護のことを今、加瀬理事はご質問ですよ。
- ・荒井係長：訪問介護事業に関しましては、介護保険事業だけでございます。
- ・会田理事長：事業番号の7番の訪問介護サービス事業というのは、介護保険の事業である
ということですよ。加瀬理事が今おっしゃった生活支援事業というのは。
- ・加瀬理事：いえ。今、訪問介護サービスの赤が大きく見えるのは、何か委託事業を、そこに
入れているからだとおっしゃいませでしたか。そこが理解できなかったのでお聞きしてお
ります。
- ・荒井係長：委託ではなくて、委託費でございます。訪問介護事業のシステムの委託費。訪問
介護と居宅を一緒に今年度いたしますので、申し訳ございません、それで委託料がふえてい
るという説明のつもりでございました。
- ・加瀬理事：わかりました。そういたしますと、そうしたシステム委託の問題があるから、こ
としは赤が大きく見えるということですか。
- ・荒井係長：そういう見通しです。
- ・加瀬理事：そうすると今年、ここに書かれている1,000万の赤というのは、実際には幾らぐ
らいになるのですか。
- ・荒井係長：介護保険事業は、なかなか予算立てをするのが難しいところがありまして、一応、

昨年度、毎年の予想をもとにヘルパー数を割り出しておりまして、それと訪問介護のヘルパーの数等の関係で、収支を合わせております。実際は職員がケアに入る率が多くなる場合があります。要するに登録ヘルパーが休んだ場合に。それがどのぐらいの割合かわかりませんので、あらかじめこれぐらい職員がケアに入れるというような予算立てをしておりませんので、登録ヘルパーのケアに入るということの予算立てでございます。最終的には職員が登録ヘルパーのかわりにケアに入っている時間数が何時間か出ていますので、その点支出が職員でございますので、もともとの支出になっておりますので、登録ヘルパーの賃金からの支出が少なくなるということで、実際は1年間終わってみれば、もう少し収支は9,000万ほど赤ということにはならないかと思っております。

- ・加瀬理事：じゃ、前の年、実質幾ら赤だったのですか。
- ・河中事務局長：これは21年度の決算数字なんですが、訪問介護サービス事業に限って申しますと、29万円ほどの黒になっております。
- ・会田理事長：それでは他に質問がないようですので、これより採決に入りたいと存じます。採決は1件ずつ行います。まず、日程第4、議案第14号、平成23年度事業計画及び予算について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。ありがとうございます。挙手全員でございます。よって、本案は、原案のとおり可決をいたしました。次に、日程第5、議案第15号、平成23年度老後福祉基金の取り崩しについて、原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。ありがとうございます。挙手全員でございます。よって、本案は、承認がされました。
- ・会田理事長：次に、日程第6、議案第16号、財団法人武蔵野市福祉公社職員就業規則の一部を改正する規則を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。
- ・藤井総務課長：勤務条件の改正については、市の準じて行ったもので、これまで土日を休みとしていたところを、土日が絶対的な休みではなく、部署によって勤務日とするところもあるという改正であることを説明。そして①勤務時間、勤務を要しない日の振りかえ及び超過勤務の扱いの変更、②子の看護休暇の追加、③短期の介護休暇の追加、④字句の改正を行うことを説明する。
- ・安田監事：まず1点目のところの第17条の第2項なんですが、多分これ休憩時間だと思うんですが、休憩時間という言葉が入っていないので、ちょっとこれではよくないのではないかなと思うのですが。
- ・安達理事：席上配付のほうの差しかえの資料のほうに入っています。

- ・安田監事：入っているのですか。ごめんなさい。私、前のを見ていました。入っていますね。失礼いたしました。じゃ、これは結構です。

あと細かいところなのですが、7ページ、直接改正のところではないのですが、第30条の懲戒の規程のところと、次の「各号の1に」というところは、多分漢数字のほうの「一」じゃないかと。現行のほう、規程はこうなっておりますが。

- ・会田理事長：これは直させていただきます。
- ・安田監事：あとは、後ろのほうに就業規則をつけていただいているのですが、そのほうでもよろしいですか。改正ではないのですが、ちょっと幾つか。下のページでいきますと、15の2ページのところの、前のページから来るから、第5条の第3項、それから4行目のところに、「前項の試験」となっておりますが、これは第1項の試験ということではないかなと思うのですが。

- ・会田理事長：そうですね。第1項ですね。後ほど、そのように直させていただきます。

- ・安田監事：あと、15/11ですか。第34条。34条の出だしのところで、「前条前号」となっているのですが、これは前条第1項各号という意味ですか。

- ・会田理事長：そうですね。

- ・安田監事：ですから、多分、「前条第1項各号の規程」で、「程」の字が定めるというほうだと思いますので、ここは多分それで意味が通じると思うんですが。

それと同じく11ページのところの37条の第2項のところも、文字の話ですが、前項の規程の「程」の字が定めるになっておりませんので。以上です。

- ・会田理事長：ありがとうございます。ただいま、安田監事からご指摘いただいた点については、まさにそのとおりだと思いますので、後日これは訂正させていただきます。

- ・五十嵐監事：1ページ目の17条の1項の5行目で、割り振りが月曜日から金曜日の5日間という記載になっているということは、基本的には変則1週間勤務するというということではないということでしょうか。

- ・藤井総務課長：変則勤務をすることではないということではなくて、これまでは特殊な部署を除き、土曜、日曜は休みということにしていたのですけれども、基本的な考え方としましては、土曜、日曜に仕事をする部署も出てきておりまして、これは市のほうに準じて変えたものでございますが、基本的に土日を特別な休み、特別な休みというところとちょっと語弊があるが、とはしないということです。

- ・会田理事長：公社で土曜日に勤務があるところというのはどこですか。

- ・藤井総務課長：ホームヘルプセンターですね。それからデイサービスセンター、北町センターもやっております。むしろ出ていないほうが少ないというのが現状でございます。
- ・会田理事長：だから公社で土曜日が、いわゆる勤務が常にあるという、そういう場所が、今、藤井課長が示してくれたところですよ。要はこの規定というのは、今までと違うこと、変則勤務をやるということを主眼とした規定の改定ではなくて、勤務時間の割り振りについては月曜から金曜日までのその中で38時間45分にしますよということを明確にしたということと、勤務を要しない土曜日、日曜日に勤務を命じた場合には、今まで代休だったのを勤務を要しないで振りかえにしますよという、そういう趣旨なのですね。取り扱いについて、変則的にふやそうということではなくて。なので、今土曜日勤務が常態となっているところというのは、中村センター長、今どういう取り扱いでやっているのですか。
- ・中村センター長：今現在は、翌週に代休という形になっておりますけれども、今後の改正によって、その週、事前に勤務を要しない日に振りかえるという形で、1週間の勤務時間を38.75時間以内に抑えるというような形をとる予定になっております。
- ・藤井総務課長：新旧対照表、1ページをごらんいただきたいと思いますが、改正後のほうの17条です。この最初の4行の部分が、基本は月曜から金曜ですよということなのですが、その2行あたり下に、「ただし」と但し書きがありまして、その「ただし」以降の部分が変則の勤務のことをあらわすということになっております。
- ・五十嵐監事：ありがとうございました。長期的にもし常態として、例えば土曜日とか、今後わかりませんが、日曜日とか、いわゆる土日が休みでないとかそういう形が出てきた場合には、場合によっては変則労働というのが法律上定められておりますので、1カ月なら1カ月でもって、7時間におさめるとか、そういった検討をもしかしたら、福祉関係だと必要なという気がいたします。
- ・中村センター長：この改正によって、1週間の勤務時間が非常に長くなる週があるということではありませぬので、逆にその週の中で勤務を要しない日を2日とるという形ですので、現状よりは各週の勤務時間が長い週がなくなるというふうな状況に、逆になるというふうに考えています。
- ・五十嵐監事：そうすると必ず週2日は休めるということですか。1日で次やるということがないということですね。
- ・中村センター長：はい。
- ・五十嵐監事：それはいいですね。そうしましたら、わかりました。以上です。

- ・**安達理事**：ちょっとわかりにくいもので、第19条の「土曜日は、勤務を要しない日」としますよとまずいっているんですね。第4項は、「次の各号に掲げる日は、休日とする。」とありますよね。そうすると、1号、「国民の祝日に関する法律」というのと、2項2号の1月1日が入っているんですね。「日曜日に当たる場合に限る。」この1月1日は、国民の祝日に関する法律、ではその休日になるというのは、どういうふうになるのかちょっとわからないのが一つです。それから2点目は、これは割り切れなくなっちゃうんですね。看護休暇、介護休暇。だから介護休業も看護休業も適用しない職員がいるはずなんです。ただ介護休業の適用はないけれども、介護休暇のほうは適用しますね。これは割り切っちゃっているんで、その辺のことをちょっと教えてください。
- ・**会田理事長**：私のほうからご説明します。第1点目の19条の第4項の第2号になりますか、1月1日、元旦、これは非常にわかりづらくて申しわけないんですけども、日曜日に当たる場合に限るということです。日曜日に当たる場合には、いわゆる休日扱いにしますよという、そういうことなんですね。日曜日に当たらない場合でも、元旦が日曜日に当たらない場合ってありますよね。だからその場合においては、これは国民の祝日に関する法律に規定するという意味です。日曜日に当たっちゃった場合は、日曜日は勤務を要しない日というふうにいっていますけれども、けどもこの19条の中では、これは休日ですよというふうに取り扱いますよという意味ですね。
- ・**安達理事**：ならば、1号のほうの国民の祝日に関する法律は、休日にしますよといっているわけですから、逆に2号があると日曜日は休日にしませんよというふうに。2号では、1月1日、（日曜日に当たる場合に限る。）といっているわけですから、月曜日の場合には休日になりませんよ。
- ・**会田理事長**：だから月曜日にしたのは、（1）のとき。日曜日のときだけ、1月1日は休日にしますよといっている規定なんですね。だから日曜日以外のときには、（1）によって延長するということです。
- ・**安達理事**：1号だけで、2号の中に1月1日を入れなくたって、休日ならば、もうそれならそれでいいんじゃないかという。
- ・**会田理事長**：休日と勤務を要しない日だったと思うのです。それが重なる場合が唯一残るだろうと思うんですね。あと土曜が重なるときがあります。その場合には、その日は勤務を要しない日、原則勤務を要しない日というふうに考えています。今、休日を大分動かされて、柔軟な対応になっていますよね。月曜日に持ってきたりしますよね。でもやっぱり休日が土

曜日になってしまうというのが年に何回かありますね。そのときの土曜日をどういうふうに取り扱うかという、それは勤務を要しない日なんです。そうすると休日が減っちゃうんじゃないかということで、その場合には休日の振りかえをする。

それがちょっとわかりづらいんですが、地方公務員法なんかの適用を受けている、国家公務員も多分そうだと思いますけど、勤務を要しない日という概念を入れている、公務員の勤務制度の中のわかりにくさですね。それをそっくりそのままこれに持ってきていますから、福祉公社が別にここまで厳密に、「勤務を要しない日」ということをやる必要があるのかどうかという別の議論があると思うんですね。勤務を要しない日というのは、お給料の対象になる。有給なんでしょう。中村センター長、詳しいのでは。

- ・ **中村センター長**：そう言われると困るんですが。なぜここで勤務を要しない人、祝日を分けているかと言いますと、後から出てきます超過勤務でなくて、振りかえと代休という形で取り扱いが変わります。そのためにここでこうなっているんです。
- ・ **会田理事長**：だからこれ以上、私のほうからご説明すると、ますます複雑になっちゃうかもしれないけれども、いわゆる休日の日に勤務させると休日給というのがあるんです。100分の135、1時間当たり。だけど、日曜日だとか土曜日に勤務を命じた場合には、これはあらかじめ振りかえるということ、そういう形になっていますので、そこはいわゆる休日給のラインに出てこないんです。
- ・ **安達理事**：あと休暇のほう、看護休暇、介護休暇ですね。
- ・ **高橋係長**：座ったままで失礼いたします。介護休業と育児休業については、法に基づいた規定として、今回お出ししています就業規則とは別途規定してございますので、そちらはそのまま法にのっとった形で規定しております。今回はあくまで休業とは別に休暇として別途定めるものを集中して盛り込むという趣旨でございますが、よろしいでしょうか。
- ・ **安達理事**：ですから、介護休業のほうは該当しない人がいるでしょう。1年未満だとか、該当しない人がいるんですよ、両方とも。それはこの給管法はもう割り切っちゃって、休業法のほうには該当しないんだけど、休暇は与えますよという割り切りですか。
- ・ **高橋係長**：はい、そのとおりでございます。
- ・ **大野理事**：これは就業規則の変更なので、労働者の意見を聞かなければいけないことなんですけど、その点は聞いていらしたんでしょうか。
- ・ **会田理事長**：労働者の意見。要するに職員の代表する者の意見。
- ・ **藤井総務課長**：事前に職員代表に説明をいたしまして、了解というか承諾は出ております。

- ・大野理事：これはちょっとよくわかんないんですけど、就業規則の不利益、多分労働者にとっては不利益変更になる部分があるんじゃないかと思うので、そうすると周知徹底の必要性が出てくるんですけども、そういう点はどのようにされているんでしょうか。
- ・藤井総務課長：きょう理事会が通れば、全職員にメール等で周知いたします。
- ・会田理事長：よろしいでしょうか。他に質問はないようですので、質疑を終了いたしまして、これより採決に入ります。 それではお諮りをいたします。日程第6、議案第16号、財団法人武蔵野市福祉公社職員就業規則の一部を改正する規則を、原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございました。挙手全員でございます。よって、本案につきましては、原案のとおり承認されました。
- ・会田理事長：次に日程第7、議案第17号、財団法人武蔵野市福祉公社準職員就業規則の一部を改正する規則を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
- ・藤井総務課長：この議案第17号も16号と同様の内容でございます、職員就業規則と同様に準職員も改正するものでございます。以上でございます。
- ・安田監事：ここ改正、多分今からやると直さないといけないということだと思ってんですが、現行の就業規則の12の8。すみません。私、以前にもらったものなのですが。12分の8のところの第21条の一番頭のところの2行目、第4項に、「第7条各項の休日」となっていますが、これが「第6条第4項各号」に今回の改正で変わると思いますので、番号の修正がそこは必要になってくると思います。
- ・藤井総務課長：修正します。
- ・会田理事長：ありがとうございます。そのとおり、修正をさせていただきます。ほかにございますか。それではないようでございますので、質疑を終了いたしまして、これより採決に入ります。日程第7、議案第17号、財団法人武蔵野市福祉公社準職員就業規則の一部を改正する規則を、原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございました。挙手全員でございます。よって、本案につきましては、原案のとおり承認されました。
- ・会田理事長：次に日程第8、議案第18号、財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規程の一部を改正する規程を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
- ・河中事務局長：議案第18号、財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規程の一部を改正する規程について説明。平成22年東京都人事委員会勧告、及び武蔵野市一般職の職員の給与改定に伴い、福祉公社職員の給与について、本俸1.2%の引き下げ、また昇給の例外規程の但し書き

を削除、60時間以上における超過勤務の扱い、扶養手当の変更、住居手当の変更を行うことを具体的に説明する。

- ・ **安田監事**：改正のところの5の2ページのところですか、第4項の55歳の規程のところなんですが、括弧書きの中で、「事項」となっていますが、これは「前項」のことですかね。
- ・ **藤井総務課長**：はい。確認いたします。
- ・ **安田監事**：それとあと、これは今の規定のところですか、20分の7のところですが、20の7の第16条の第5項ですか、これは「前各号」となっていますが、これは「各項」ですかね。
- ・ **会田理事長**：そうですね。ありがとうございました。安田監事ご指摘の1点目は、これは前項ですよ。
- ・ **会田理事長**：第3項のことですね。それをちょっと事務局のほうで確認をして、正しい文言に直しておいてください。他に質問はないようでございますので、質疑を終了といたしまして、これより採決に入ります。日程第8、議案第18号、財団法人武蔵野市福祉公社職員給与規程の一部を改正する規程を、原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。ありがとうございました。挙手全員でございます。よって、本案は、原案のとおり承認をされました。
- ・ **会田理事長**：次に日程第9、議案第19号、財団法人武蔵野市福祉公社職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。
- ・ **藤井総務課長**：この改正は、看護休暇が休暇に当たるので、就業規則に移したことにより規則からこの条項を削除したことを説明する。
- ・ **会田理事長**：就業規則の何条に移したんですか。この添付されている就業規則は、それを反映しているんですよ。
- ・ **藤井総務課長**：27条の4項でございます。就業規則の9分の5ページ。そこで条の追加をする。
- ・ **会田理事長**：わかりました。今、事務局より説明がございました。何かご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、質疑がないようでございますので、これよりお諮りをいたします。日程第9、議案第19号、財団法人武蔵野市福祉公社職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を、原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。ありがとうございました。挙手全員でございます。よって、本案は、承認をされました。
- ・ **会田理事長**：次に日程第10、議案第20号、財団法人武蔵野市福祉公社苦情対応規程について

議題といたします。事務局の説明をお願いします。

- ・藤井総務課長：財団法人武蔵野市福祉公社の利用者等からの苦情への対応に関する規程(案)について説明。この規程は、平成22年5月28日の理事会において、監事、理事よりいただいた意見をもとに再検討し、一部を変更し、再上程したことを説明する。
- ・会田理事長：このフローチャートについても簡単にポイントを説明してください。
- ・中村センター長：フローチャートについて説明する。
- ・会田理事長：ただいま事務局より、苦情の対応について、あとフローチャートについての説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- ・安藤理事：第三者委員会というのは、定期的に関くというわけではないということですね。
- ・中村センター長：事案があった場合ということと、あと年に1回、軽いケースも含め、苦情についての報告を上げさせていただこうと思っておりますので、年に1回は開こうというふうに考えています。
- ・安藤理事：どうしても、確かにいろいろ、同じ仕事なものですからわかりますけど、苦情については、あるいはどこの施設でどういう苦情があったかということについて、各施設も共有していくということが必要だと思います。それを年1回行われていれば、足りているというのであれば、それでいいと思いますけど、その辺はお互いによそから学ばなきゃいけないと思っておりますので、それを法人内での共有をぜひお願いしたいというふうに思います。
- ・大野理事：第7条の苦情解決期間なんですけれども、この苦情の申し出を受けた日から、「原則として45日以内に解決するものとする。」というふうに書かれているんですけど、この45日以内に解決するものとするという、この「解決する」というのはどういうことまでを意味しているのでしょうか。これは第三者が入った場合を含めて45日以内に解決するものとするのでいいのでしょうか。
- ・中村センター長：原則として45日以内に解決をしていくということですが、その下に、「苦情解決に当たって、上記期間内に事業運営等の変更ができないもの」等々についてはこの範囲ではないということですので、あと一応45日解決に向けて努力はしていきますが、相手のあることで、納得されない場合というのは、解決にはならないということになると思いますが、その場合には武蔵野市の判断を仰ぐ等々をしていくことになりまますので、この原則からは外れるのかなというふうに考えております。努力目標という意味で考えています。
- ・大野理事：それもそういうことは大体は推測できましたんですけど、ではこの解決するということの意味なんですけど、これは何らかの結論を出して報告すると、そういうことを指し

ているという、そういう理解でいいのですか。

- ・ **中村センター長**：はい。その苦情箇所について、改善できるものは改善をする。できないものについてはできないというか、すぐにできないというか、改善するのではなくて、相手に納得していただくような説明で、納得をすればそれも解決だというふうに考えておりますが、どこまでというのはちょっとなかなか難しい判断になると思います。
- ・ **会田理事長**：解決の中身が難しいでしょうね。
- ・ **大野理事**：そうですね。
- ・ **会田理事長**：仮に単に苦情を受けて、それに対しての対応はこうですという説明するまでが解決なのか。いや、納得しないよと言われた場合に、幾つか往復がありますよね、やりとりがね。最終的にはだから45日間を超えてしまうこともあるということを前提とした努力目標であるというふうにお考えいただければと思うんです。
- ・ **大野理事**：でも、だとすると、こういうふうにはっきりと書ききってしまっていていいのかなというのは、ちょっとあるのですけれども、また、何かこの規程自体を公表されるわけですよね。これに文句をつけられるような可能性もあるのじゃないかな。これを読んだとき、えらいなと思ったのですが、こういう苦情の解決をこんな短期間に、しかも解決するものとするというふうに書ききって大丈夫だろうかというような不安がちょっとありまして、お聞きしたんです。
- ・ **安達理事**：市のほうには条例で、事案解決期間というのがたしかありますよね。その中に入っていないんですか。
- ・ **会田理事長**：行政手続の条例の中に一定の行政手続の流れは何日以内と、それは。
- ・ **中村センター長**：行政手続法の中には期日が決まっているんですけど、60日だったとたしか記憶しております。確かに大野理事のご指摘のとおり、もう書ききってしまっていていいのか。私も今不安になって。
- ・ **会田理事長**：どこか参考にしたところがあるんですか。
- ・ **中村センター長**：はい。他の福祉団体を参考にさせていただいておりますので、そこではこう書ききっておりますので、市内の団体ですけれども、そのまま適用させていただいたのですが、ただ日にちを切らないと、ただ単に苦情を受けたまま放っておくということのほうが逆に問題なのかなと。ですので、ここにもう少しやわらかい何かワンクッションのセンテンスがあれば入れないと思うんですが。
- ・ **会田理事長**：努力するものとする。どうやって手順を入れるか。

- ・中村センター長：「解決するべく努力するものとする」ぐらいのほうがよくないでしょうか。
- ・会田理事長：他の団体というのは、ちなみにどういうところですか。
- ・中村センター長：ナーシングホーム。至誠学舎。
- ・会田理事長：至誠学舎。そうですか。
- ・会田理事長：主にそういううまい表現ってないですからね。これは原則としてというのが、ちょっとエキスキューズになっていますからね。例外ばかりとか、原則とかは難しい。
- ・安田監事：解決するのが難しいですね。相手がありますからね。こちらが45日以内に結論を出すというところはいいんでしょうけど、それが解決につながるかというのは相手があることなので、一致がこちらではできないような。
- ・会田理事長：かと言って、お返事を出しますとか、対応しましたということでは、この趣旨とちょっとずれてきちゃいますね。
- ・安田監事：ちょっとずれますね。
- ・加瀬理事：よく初動はありますよね。初動というか、苦情を受けて何日以内に対応するとか、そういうのはありますよね。ただ解決するというのは私は余り見たことがなくて、私は町田市の苦情対応専門委員会の委員長を10年やっていますが、そんなに45日で解決できるものの方がめずらしいんじゃないかと思うので、余り解約束みたいな感じはしないほうがいいかなと思うんです。でも施設では、そんなに解決できちゃっているんですね。
- ・会田理事長：ナーシングだったら施設ですよ。どうぞ、大野理事。
- ・大野理事：ただ先ほど行政と出ましたけど、行政の場合よりもはるかに幅の広い問題ですよ。それから施設よりももっとまたそれぞれの家庭の中に入っていきようなことがある問題で、苦情というのは細かいことも含めると、物すごく多いんじゃないかと私は思うので、なおさら心配なんですけれども、もうちょっと見られるような形に何か検討されたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。
- ・中村センター長：それでは、ここで提案させていただいてよろしいでしょうか。
- ・会田理事長：何かいいアイデアが出れば。
- ・中村センター長：先ほど申し上げた「45日以内に解決に向けて努力する」というのではいかがでしょうか。
- ・会田理事長：解決に向け努力する。規程の中で努力するという、規程というこの約束事の中に努力するという言葉がふさわしいのかどうか。マニュアルじゃないからね。
- ・河中事務局長：今のセンター長の趣旨で申せば、規程文では条文で努めるものとするという、

そういう表現になるかと思いますが。それでどうかということだと思います。

- ・ **会田理事長**：じゃ、その第7条の一等最初のセンテンスですが、「苦情は申し出を受けた日から原則として、45日以内に解決するよう努めるものとする。」と。
- ・ **河中事務局長**：45日以内の解決に努めるものとする。
- ・ **会田理事長**：45日以内の解決に努めるものとする。ではそのように修正をさせていただくということではよろしいでしょうか。ありがとうございました。
- ・ **五十嵐監事**：第6条で責務というところなのですけども、そこで例えばその一つとして、苦情の窓口を紹介するんだということは入れる予定はございませんでしょうか。例えば東京都ですとか、あと武蔵野市も当然入ってくるのですけれども、いわゆるこの苦情規程に入れずに、重要事項で書いているからいいという考え方もあろうかと思うんですけども、これは委員会規程ではないので、苦情の対応なので、その対応としては紹介というのはあるようにも思えるのですけれども、いかがでしょうか。
- ・ **中村センター長**：特に規程では想定はしていなかったんですけども、こちらのマニュアルのほうでの対応でいいのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。
- ・ **五十嵐監事**：特にそのところは必ずしも規程にということを行っているのではないので、よろしいかと思うんですが、あともう1点は、第6条の第三者委員会のところで、解決困難な場合は武蔵野市に相談し、解決を図るという記載ですけども、これが結局、申立人も当然市のほうには苦情の申し立てができるわけですね。ですから、そこで中立性の問題としてここまで書いてしまっているのかどうかというのが、ちょっと市と一体となってやっているということはわかるのですけれども、その辺がいかがなものかと思ったんですが。
- ・ **中村センター長**：当然、苦情申し立ての意向を確認の上ということですので、苦情申立人がそれを世の中にそういったことはないと思うのですけれども、福祉団体として、その種の財団としてはこちらで解決でききれないものについて、市に相談をするということ以外、その他の団体への相談というのはこちらでなかなか難しいのかなということで、武蔵野市というふうに書いてしまったのですけれども。
- ・ **加瀬理事**：介護保険法絡みですと、国民保険団体連合会のほうの窓口にご相談しなければならぬですね。相談というか報告もそうなののですけれども、ですからそれこそ武蔵野市とか、国保連にどうするかとか、そういうことはマニュアルのほうに書いてはいかがでしょうか。
- ・ **中村センター長**：まことに申しわけございません。「また」以降、武蔵野市に相談し解決す

るといふのを、もしよろしければ削除させていただいて、規程としたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ・会田理事長：今、事務局より、第6条の第6号の第三者委員会についての規程のところ、「また、第4条第5号に該当する事案」以下、この2行を削除という修正の提案がございました。それについてはいかがでしょうか。

指定管理の事業について、武蔵野市から指定管理を受けている事業について、この第三者委員会が武蔵野市の意向を確認するという事、それはあるんじゃない。指定管理事業以外のものについては、加瀬理事がおっしゃったようなご提言機関だとか、あるいは武蔵野市はサービス相談調整専門員がいるから、そこが苦情の窓口になって、それはそういうところに行けばいいんで、ここで規程を書く必要はないと思うんだけど、指定管理のほうについては何か必要ないかなという気がしますね。

- ・中村センター長：指定管理について、第三者委員会が相談をするか、逆にその前段で、苦情解決責任者等の段階で、相談を当然することになると思います。実際上は、です。で、第三者委員会の項目にこれを載せなくても、内容的には足りるかなというふうに思います。

- ・会田理事長：それでは、まず第三者委員会のところの修正について、お諮りをいたします。「また、第4条第5号に該当する」というこの最後の2行について削除をして、整理をするという方向でよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、第三者委員会については、その最後の2行は削除ということで整理をさせていただきたいと存じます。

それでは他に質問もないようでございますので、お諮りをいたします。

議案第20号、財団法人武蔵野市福祉公社苦情対応規程につきましては、先ほどご指摘いただいた苦情解決期間について、これは努力規程にするということと、第三者委員会についての最後の2行については削除するという事で、再整理をさせていただいた上で、本案について、修正を含めた上で、賛成の方は挙手をお願いいたします。ありがとうございます。挙手全員でございます。よって、本案は、修正2カ所を修正した上で、原案を修正した形での案を承認しました。修正を加えた上で、可決をさせていただきました。

以上をもちまして、本日の日程は、すべて終了いたしました。

事務局から連絡事項はございますでしょうか。

- ・藤井総務課長：先ほど給与規程の中で、安田監事のほうから、10条の3のところの事項に規程する。それは前号じゃないかというところの括弧なんですけど、これは括弧の中そのものの文章が必要ない。削除漏れでございます。文章をちょっと合わせた時に残ってしまいました。

大変失礼いたしました。それから、あと次回の平成23年度第1回目の理事会となりますけれども、4月上旬に新しい事務所の1階会議室で開催を予定しております。

- ・会田理事長：それでは、本理事会の任期というのは、理事、並びに監事の任期は、平成23年3月31日までということになっております。理事会としては、22年度もそうですけれども、このメンバーでの理事会というのは今回が最後ということでございます。

理事、監事の皆様方におかれましては、2年間ということでもございましたけれども、ご尽力をちょうだいいたしまして、まことにありがとうございました。

それでは、これもちまして、平成22年度第6回財団法人武蔵野市福祉公社理事会を閉会いたします。

長時間にわたり、どうもありがとうございました。

午後8時20分閉会